

# 栃木県会計年度任用職員（販路開拓専門員） 募集要項

栃木県東京事務所では、会計年度任用職員（販路開拓専門員）の募集を行います。

## 1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
1名	栃木県東京事務所 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館11階	○栃木県の農林水産物及び加工食品等の県産品の販路開拓 ・県産品の販路開拓業務 ・県産品の市場及びニーズに関する調査・分析業務 ・県産品のPR業務 ・その他、必要と認められること

## 2 勤務条件

- (1) 任用期間 令和8（2026）年8月1日から令和9（2027）年3月31日まで  
※1 採用後、1か月間は条件付採用期間（試用期間）となります。なお、1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、15日に達するまで延長します。  
※2 勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、任用期間満了後に再度採用されることがあります（最初の採用から最長で5年間）。
- (2) 勤務時間 月曜日から金曜日（週30時間）  
8時30分から17時00分の間で、勤務日は業務の実情に応じて、東京事務所長が割り振る。  
※1 12時から13時までは休憩時間です。  
※2 原則、時間外勤務はありません。  
※3 催事等の対応のため休日に出勤することがあります。
- (3) 休日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) 給与  
① 月額 206,709円（令和8（2026）年4月1日現在）  
② 地域手当 41,341円 当方規程により毎月支給します。  
③ 通勤手当 当方規程により支給します。  
④ 期末・勤勉手当 当方規程により、一定条件を満たした場合、期末・勤勉手当を支給します。（年2回：6月及び12月）
- (5) 有給休暇 年次有給休暇（1年目は10日間）ほか
- (6) 社会保険 雇用保険、共済組合（短期給付）、厚生年金保険に加入します。  
災害補償については、「労働者災害補償保険法」又は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」によります。
- (7) 職務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることとなります。

### 3 募集対象

次の（１）から（４）の全てを満たす人

（１）地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない人

（次のいずれにも該当しない人）

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

（２）県産品の販路開拓業務等について十分な知識・経験を持つ人

（３）パソコン操作（ワード、エクセル、メールソフト等）が可能な人

（４）積極的に業務に取り組む意欲がある人

### 4 受付期間

令和 8（2026）年 6 月 2 日（火）から令和 8（2026）年 6 月 23 日（火）まで

※ 応募者を一定数確保できた場合は受付期間前に募集を締め切る場合があります。

### 5 選考方法

書類審査のほか、就労への意欲や適性などについて個別に面接を行います。

（１）日 時 応募後相談

（２）場 所 栃木県東京事務所 東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 11 階

### 6 申込方法

次の書類を下記の送付先へ郵送するか持参してください。【令和 8（2026）年 6 月 23 日（火）必着】

・履歴書（写真付）

※ 履歴書は市販のもので結構です。

※ 自筆で必要事項を記入してください。

※ 持参の場合には、平日の 8 時 30～17 時 15 分の間にお越しください。

※ 郵送の場合には、表に「会計年度任用職員選考申込（販路開拓専門員）」と書いた封筒に入れてください。

※ 提出された書類は返却しません。

なお、採用されなかった応募者の書類は破棄しますのでご了承ください。

#### ○応募書類の送付・提出先

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 11 階

栃木県東京事務所 企画調整担当（Tel.03-5212-9064）

### 7 結果の発表

選考結果については、面接後 1 週間以内に電話でご連絡いたします。

※ 連絡先は、面接時に確認します。